

事務局職員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）の事務局職員（嘱託員を除く。）の退職金の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退職金は、職員が退職し又は解雇されたときは、その者に、職員が死亡したときは、その家族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、職員が退職し解雇されまたは死亡した日におけるその者の本俸月額に次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき、100分の80
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき、100分の100
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の110
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の120
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき、100分の130

(退職金の増額)

第4条 会長は、職員の在職中における勤務成績が特に良好であると認めるとき又はやむを得ない業務上の理由により解雇したとき等に増額する必要があると認めた場合には、前条の規定により計算していた額に100分の30以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(退職金の減額)

第5条 会長は、職員が次の各号の一に該当する場合には第3条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の30以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 事務局職員就業規程（以下「就業規程」という。）第31条第1項第1号乃至第3号の事由により解雇したとき。
- (2) 前号に規定するほか、自己の都合により退職したとき又は特に減額する必要があると認めるとき。

(勤続期間の計算)

第6条 退職金の基礎となる勤続期間の計算は、その者が職員となった日の属する月から退

職し解雇され又は死亡した日の属する月までの年月数とする。ただし、60歳に達した日の属する月の翌月以降の月数は勤続期間に算入しない。

- 2 嘱託員であった者が引き続き職員となった場合におけるその嘱託であった期間は、前項の規定にかかわらず、その2分の1の期間を職員としての期間に通算する。
- 3 就業規程第29条の規定による休職期間は、第1項に規定する勤続期間に算入しない。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条及び第43条に規定する者とする。

- 2 退職金を受けべき順位の者が2以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。ただし、その支給に当たっては、当該遺族が選任した代表者にその退職金の額を支給する。

(退職金の支給制限)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合には、退職金は支給しない。

- (1) 勤続2年未満で退職したとき。
- (2) 就業規程第31条第2項各号の事由により解雇したとき。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、本会設立の日から施行する。
- 2 この規程は平成28年9月1日より施行する。